

第1回 釧路地域4市町合併協議会新市建設構想小委員会

日時 平成16年7月13日(火) 午後1時30分から

場所 釧路市観光国際交流センター 2階 視聴覚室

出席者(14名)

委員長	宮	下	健	吉
副委員長	山	崎	征	勝
委員	折	原		勝
	本	吉	俊	久
	池	田	義	博
	近	藤	登	司雄
	柴	田	幸	安
	菅	寄	昌	晴
	近	藤	信	治
	角	田		精
	清	水	一	芳
	川	村	利	明
	岡	田		浩
	駒	込	政	彦

1 . 開会

事務局： 本日はお忙しい中、小委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただ今より、「第1回釧路地域4市町合併協議会新市建設構想小委員会」を開催させていただきます。本日は第1回の小委員会であるため、正副委員長が決まっておりませんので、正副委員長が決定されるまでの間、しばらく事務局で議事を進行させていただきたいと思っております。なお、これからの司会進行につきましては、着席したまま発言をさせていただきますことをご了承いただきたいと思っております。

なお、この会議につきましては議事録作成の関係から、委員の皆様のご発言につきましては録音をさせていただきますので、大変恐縮ですがマイクをお使いいただき、ご発言の前に市町名とお名前をおっしゃっていただきたいと存じます。なお、マイクにつきましては、ご発言のときに事務局でお席にお持ちいたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、会議次第で委員の紹介となっておりますので、大変恐れ入りますが委員の皆様簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。まず、釧路市の方からお願いたします。

2 . 委員・事務局自己紹介

折原委員： 釧路市の副市長の折原でございます。4市町の助役級等で構成する幹事会の幹事長も併せて務めております。どうぞよろしくお願いたします。

宮下委員： 釧路市議会議長の宮下健吉でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本吉委員： 阿寒町助役の本吉です。6市町村協議会時からこの新市建設構想小委員会の委員をさせていただいております。どうぞよろしくお願いたします。

山崎委員： 阿寒町議会議長の山崎です。どうぞよろしくお願いたします。

角田委員： 阿寒町の角田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

岡田委員： 釧路公立大学の岡田です。どうぞよろしくお願いたします。

駒込委員： 釧路支庁地域政策部長の駒込でございます。どうぞよろしくお願いたします。

清水委員： 白糠町の清水でございます。よろしくお願いたします。

柴田委員： 白糠町議会議長の柴田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

池田委員：白糠町助役の池田でございます。よろしくお願いいたします。

川村委員：音別町の川村でございます。よろしくお願いいたします。

菅寄委員：音別町議会議長の菅寄でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

近藤委員：音別町助役の近藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
(音別町)

事務局：ただ今、釧路市の近藤委員が見えられましたので、自己紹介をお願いします。

近藤委員：釧路市の近藤でございます。よろしくお願いいたします。
(釧路市)

3. 委員長・副委員長の選任について

事務局：それでは、次に、事務局を紹介します。(事務局自己紹介)

なお、事務局とあわせまして、必要に応じ専門部会の正副部長が出席することとなっております。本日は企画担当専門部会の正副部長が出席しておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、当委員会の委員長、副委員長の選任に移らせていただきます。委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、お手元の資料1ページにありますように、小委員会設置規程第4条第2項の規定に基づきまして、委員の互選によることとなっておりますが、選任の方法につきましていかがいたしましょうか。

柴田委員：事務局に一任を申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局：ただ今、事務局案というご発言をいただきました。事務局でご提案させていただきますのでよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声)

事務局：ありがとうございます。それでは大変僭越ではございますが、事務局から提案させていただきたいと思います。委員長につきましては、釧路市の宮下委員、副委員長につきましては阿寒町の山崎委員にお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声)

事務局： それでは、委員長に釧路市の宮下委員、副委員長には阿寒町の山崎委員にお願いいたします。宮下委員長、山崎副委員長には、お席の移動をお願いいたします。

なお、会議の議長につきましては、小委員会設置規程第5条第1項の規定により委員長が当たることとなっておりますので、以後の進行につきましては委員長をお願いしたいと思っています。

また、本日の会議時間につきましては、概ね2時間程度を予定させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは早速ではございますが、委員長及び副委員長から一言ご挨拶をいただきたいと思います。宮下委員長よりお願いいたします。

宮下議長： ただ今、委員長に選任されました宮下でございます。委員長というその責任の重さを充分踏まえまして、今後、委員各位にご指導、ご協力、ご理解を賜りながら運営をしていきたいと考えておりますので、何分よろしく御願ひ申し上げます。

山崎副議長： ただ今、副委員長に選任されました山崎でございます。前回の6市町村の時も新市建設構想小委員会で副委員長を務めさせていただきました。これから宮下委員長を補佐しながら務めて参りたいと思っておりますので、よろしく御願ひいたします。

4 . 報告事項

宮下議長： それでは、規定に基づきまして私が議長を務めさせていただきます。よろしく御願ひいたします。

なお、会議の開催に当たりましては、小委員会設置規程第6条第2項の規定によりまして、委員の2分の1以上の出席が必要となっておりますが、本日は14名の出席をいただいておりますので、定足数を超えております。会議は成立しております。

また、小委員会設置規程第7条の規定により会議録署名委員を、釧路市の近藤信治委員、阿寒町の角田精委員の2名を指名いたしますのでよろしく御願ひいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思いますが、はじめに確認事項「(1) 新市建設構想小委員会の役割について」、「(2) 合併協定項目の確認について」は関連がありますので、一括して事務局より説明願ひます。

事務局： 説明に入ります前に本日の会議資料に修正箇所がございます。事前に机の上に配布しておりますのが新しい資料でございますので、そちらをご覧いただきたいと思ひます。それでは会議資料の2ページをお開きいただきたいと存じます。

確認事項1「新市建設構想小委員会の役割について」であります。

本小委員会の担任する事項につきましては、小委員会設置規程第2条により、協議会から付託された事項についての調査及び審議をすることになっており、担任する事項は、新市建設計画に関する事項、合併の方式、期日、新市の名称及び事務所の位置など、新市のまちづくりに関する事項となっております。

次に会議資料の3ページをご覧ください。確認事項2「合併協定項目の確認について」であります。確認事項1でも説明いたしましたが、本小委員会の担任いたします「合併協定項目」を確認させていただきますが、番号「01 合併の方式」、「02 合併の期日」、「03 新市の名称」、「04 新市の事務所の位置」、「11 新市建設計画」となっておりますので、よろしく申し上げます。

宮下議長： ありがとうございます。

ただ今、事務局から確認事項(1)新市建設構想小委員会の役割について、「(2)合併協定項目について」の説明がありましたが、これらの内容について、ご質問、ご意見はございませんか。

(「ありません。」の声)

宮下議長： 質疑がございませんので、次に協議事項に入らせていただきます。

5. 協議事項

宮下議長： 協議事項1「新市建設構想小委員会のスケジュール(案)について」事務局より説明願います。

事務局： 会議資料の5ページをご覧ください。協議事項1「新市建設構想小委員会のスケジュール(案)について」です。先程説明いたしました本小委員会の担任いたします合併基本4項目、新市建設計画の協議スケジュールであります。新市建設計画につきましては、本日を含めて7月下旬に開催を予定しております第2回小委員会で、財政計画を除いた部分の新市建設計画(素案)の協議、ご承認をいただき、8月4日に開催の協議会で承認をいただきたいと考えております。その上で、北海道との事前協議の作業に入らせていただくことを考えておりますが、この事前協議には約3ヶ月かかるものと予定しております。また、8月下旬の第3回、10月中旬の第4回では、主要事業の調整や財政計画部分などのご協議をいただき、11月中旬に予定しております第5回の小委員会で、北海道との協議結果の修正を踏まえた新市建設計画(案)としてご協議をいただき、12月上旬に開催を予定しております第5回協議会でご承認をいただきたいと考えております。また11月の小委員会で、新市建設計画や合併協定項目などの内容について住民へ周知するための「広報版」についてもお示ししたいと考えております。

宮下議長：ただ今、事務局から協議事項1「新市建設構想小委員会のスケジュール(案)について」説明がりましたが、これらの内容について、ご質問、ご意見はございませんか。

(「ありません。」の声)

宮下議長：質疑がございませんので、次に協議事項に入らせていただきます。
協議事項2「合併基本4項目について」事務局より説明願います。

事務局：それでは、協議事項2「合併基本4項目について」ご説明いたします。6ページをお開きください。

まず、「1 合併の方式について」であります。合併協議に当たりましては、対等の立場での議論ということをもとに基本として進めてきたところであり、案といたしましては、「釧路市、阿寒町、白糠町及び音別町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する『新設合併』とする。」ということで提案させていただきたいと考えております。

なお、合併の方式につきましては、「新設合併」と「編入合併」の2つの方式がございますが、会議資料の7ページに参考資料を添付しておりますのでご覧いただきたいと思います。

次に、「2 合併の期日について」であります。会議資料の8ページをご覧いただきたいと思います。ここではまず、合併協定書の調印から各議会の議決、知事への申請、総務大臣の告示など、合併期日までの手続きと最近の他協議会の例についてお示ししております。

次に、合併期日を検討していくに当たり、留意しなければならない事項について何点かまとめてございます。まず、合併特例法の期限ということでは、法律が改正となり、来年3月31日までに知事への合併の申請を行い、18年3月31日までに合併した場合におきましても、これまで同様、国からの財政支援が得られることとなりましたので、こうした合併特例法の改正についても考慮する必要があるものと考えております。次に、首長や議会議員等の任期、あるいは合併期日が住民生活に及ぼす影響につきましては当然考慮しなければいけない事項でございますし、また、行政側の準備として、合併時における電算システムの移行や決算の処理などの事務処理がスムーズに行われるよう留意する必要もあるものと考えてございます。またこうした点を反映し、先進地域の事例におきましては、住民サービスの提供に支障が生じないよう、土日に電算システムの切り替えなどを行い、合併期日を月曜日と決めたとところも多数あるところでございます。

9ページ、10ページは、関係法令をお示ししております。

11ページでは、平成11年度以降に合併した、あるいは今後、合併を予定している地域の状況について、一覧表の形でまとめてございます。

まず合併期日につきましては、4月1日などのように、月初めの1日とし

たところが多くはなっておりますが、必ずしも1日ばかりというわけではなく、月の途中に合併期日を決めたところも色々となっております。次に曜日別の集計では、それぞれ曜日がバラバラとなっておりますが、先ほどご説明しましたように、電算システム統合の準備などのためということではないかと思われませんが、土日明けや連休明けの、月曜日、火曜日に設定している例が多いようでございます。

次にA3版の別紙資料でございますが、この地域におきまして、実際に合併期日を当てはめてみて、ただ今ご説明しました合併期日の検討に当たり考慮しなければならない事項である選挙や住民生活、行政側の準備作業などについての影響について、一覧表の形でまとめたものでございます。

今回、合併期日をご提案するに当たりましては、ただ今ご説明いたしましたことや、お配りしております資料などをもとに、これまで幹事会や首長会議などで相談をして参りましたが、住民生活への影響が少なく、また電算システムの移行テストを3連休に行うことができるなど、合併に伴う事務処理をスムーズに行なうことができることなどを考慮いたしまして、「平成17年10月11日」とすることをご提案したいと考えております。なお、蛇足でございますが、この日につきましては、A3版の資料にも記載させていただいておりますとおり大安吉日となっているところでございます。

次に「3 新市の名称について」であります。この点につきましては、色々なご意見があり、また特に住民の皆さんにとっても大変ご関心の高い項目ではないかと思っております。これまで幹事会や首長会議の中などでも色々のご相談をして参りましたが、この合併協議会の名称にも使われていること、また、この4市町を包含する地域名として一般的に使用されており、各分野で幅広く認知されていることなどから、「釧路市」ということで良いのではないかというご意見も多数あったところでございます。しかし一方、6市町村時の協議の中でも、新市の名称の決め方等につきましては、いろいろなご意見がありましたことから、今回の委員会へのご提案に当たりましては、「新市の名称の決定方法」をどのようにするかということで、案1「新市建設構想小委員会で検討した新市の名称案を合併協議会に提案して決定する。」という提案型と、案2「新市名称を公募の上、新市建設構想小委員会で3案程度を選考し、合併協議会に提案して決定する。」という公募型の2案をたたき台としてご提案したいと考えております。

次に「4 新市の事務所の位置について」であります。現在の財政状況のもとでは、合併時すぐに新庁舎建設といったようなことは考えられないことから、差し当たって合併時において、どこに市役所の庁舎を置くかということを考えて場合、現在の施設を有効に活用することを大前提として、また物理的なスペースなどについても考慮した場合、案といたしまして「現在の釧路市役所の位置とする」ということをご提案させていただきたいと考えております。

宮下議長： ただ今、事務局から説明のありました協議事項2「合併基本4項目」につ

いてこれからご議論いただきたいと思います。

まず、「合併の方式について」委員皆さんのご意見をいただきたいと思います。事務局の方から合併の方式につきましては、お手元の案にございますように「釧路市・阿寒町・白糠町及び音別町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する『新設合併』とする。」ということでございますけれども、これについてご意見がなければこの方式ということになりますが、ご意見はございませんか。

(「ありません。」の声)

宮下議長： ご意見がございませんので、「合併の方式について」につきましては、ご了承いただけますか。

(「はい。」の声)

宮下議長： 次に「合併の期日」について、ご意見をいただきたいと思います。これも先ほど事務局から説明がございましたが、平成17年10月11日は大安吉日でもあるという説明もありましたが、これについてご意見を伺いたいと思います。

柴田委員： この10月11日を合併の期日に設定した場合に、釧路市の市議会議員の任期が11月9日ですが合併後に選挙はおそらくははずなので、その点、釧路市はどのようにお考えですか。

事務局： 議会議員の取扱いにつきましては、これから合併協議会で協議して特例制度を使うのか使わないのかといった部分などを決めていきますが、そこが確定した後に選挙について協議することになるかと思っております。

柴田委員： 議員の身分については我々が町民から聞かれる場合に、日にちを設定したのは良いけれど何を基準に設定したのか、先ほど事務局から説明がありましたけれども、合併期日による影響等を私たちの町では研究も行ってきました。今後の問題ですが、我々の場合は6市町村の時点では合併特例に基づいて在任特例で行こうかといった大方の雰囲気がありました。大きな方向性も定めなくて先に合併期日を定めてしまうと、少しおかしなことにならないかと思っております。住民に説明する場合、問題はないでしょうか。

事務局： ご不安の1つが議員ですと基本的に4年の任期があって、在任特例を使うことによって任期が4年ではなく、選挙を行わないでもう少し延ばされるのではないかということへの不安と理解しているところです。合併の特例の中で在任特例であれば、2年以内の期間を設定できるということでございますけれども、それは制度として認められているところでございます。その在任

特例を決めるのが先か合併期日を決めるのが先かということになりますが、私どもとしましては在任特例につきましては行財政小委員会で検討していただきたいと思っているところであり、基本的な4項目について決める方が先ではないかと考え、提案させていただきました。

宮下議長： その他、ございませんか。

川村委員： 今回の合併期日の件ですが、合併申請は北海道議会や総務大臣への届出や告示があって決まるわけですが、そうしますとこの合併期日を決めるということは、いつまでに何かをしなければならぬから期日を決めるというものなのか、それともただ単純に期日を決めるということなののでしょうか。

事務局： 今回の合併協議では、国からの財政支援を受けるためには、17年3月31日までに道に申請をするということが大前提になります。その上でその後1年間の間に合併をすればよいということになってございます。

川村委員： 合併期日と言われても普通の感覚ではあまりよく分からないところがあります。合併をしようとした時が合併ですし、合併期日を最初に決めるということについて一般の感覚的には説明が必要ではないかと思えます。

事務局： 北海道に申請する時に合併の期日について決まっていないということではなく、合併を希望する日を示しておきます。日にちがない中で急に合併することとなりましても準備不足になるのではないかと思います。また、合併期日がどうしても10月11日かということにつきましては、先ほどの説明の中でご理解いただきたいと思いますと思っております。

宮下議長： よろしいですか。

川村委員： この期日について皆さん何かございませんか。

近藤委員： 1つご質問したいのですが、10月11日の期日というのは事務処理的に見（釧路市）て非常にタイトなスケジュールなのか、それともある程度余裕を持ったスケジュールなのかという事を事務局から教えていただければ、私たちが判断する材料になるのではないかと思います、いかがでしょうか。

事務局： 基本的には合併を迎えるに当たり、事務的には支障のない期日ではないかとは思っています。ただその前提といたしまして、例えば新市のスタートの段階で電算システムのように膨大な準備作業を抱えるものが一遍に処理出来るのか、あるいは住民サービスに影響のない程度に組み立てていくことが出来るのか、そういったことは検討していきたいと思っておりますけれども、期日としては間に合う期日と思っております。

近藤委員：ありがとうございます。
(釧路市)

宮下議長：その他、ございませんか。

(「ありません。」の声)

宮下議長：ご意見がございませんので、「合併の期日」につきましては、提案のとおり
ご了承いただけますか。

(「はい。」の声)

宮下議長：次に「新市の名称」についてであります。ただ今、事務局から案1の提
案型、案2の公募型の2つの提案がありましたが、委員皆様からご意見をいた
だきたいと思えます。

清水委員：これは今日決定しなければいけないのでしょうか。例えば、提案1にする
のか提案2にするのかということを決めるのでしょうか。あるいは本日
新市の名称を決めるのでしょうか。

事務局：今日新市の名称まで決めるということではございません。もし公募型にす
るということになれば、公募する方向で今後中身について詰めていくことにな
りますし、まず決定方法を決めていただきたいと思います。

清水委員：「南知床市」のように決まってしまうから色々と言われるのも我々とし
ては非常に残念ですし、またせっかくの合併協議会の小委員会でありますか
ら、やはり住民の皆さんの立場に立って本当に将来のことも考えて市名を決
めなければならないと思えます。また住民に説明しなければならないわけ
ですから、私の考えでは提案型がよろしいかと思えます。

宮下議長：ただ今、清水委員から提案型の方が良いのではないかというご意見がござ
いりましたが、他の方にご意見はございませんか。

駒込委員：提案型、公募型以外の選択肢も含めて議論をしていただきたいと思います。
今まで首長会議や幹事会の議論も含めて色々な経緯があるでしょうが、対等
合併して、これから未来に向かって4市町がどういうまちの形を描いていく
のかという意味で、「釧路」という名前はネーミングとしての候補であるにして
も、新しいイメージを持った名前が他に仮にあってもそれはそれで差しさわ
りないのではないのでしょうか。提案型が良いのか、あるいは公募型が良いの
か考えた時、例えばこれからの未来を作っていく子どもたちに問いかけてみ

る手法も良いのではないかとと思います。もう少し選択肢の範囲を拡大して議論をしていただければありがたいと思っております。

宮下議長：ただ今のご意見はここで今日提案型や公募型と決めつけてしまうのではなく、この次までにもう少し議論をしてはどうかといったご意見です。

駒込委員：第2回協議会までには小委員会の責務として方向を決めて報告しなければならないと思います。そういったことを考えた時に、もう1回程度、小委員会を開催する余裕があるのではないかと、今までの経緯があるということは十分承知はしておりますけれども、未来を託す子供達等も含めてそういったことをそれぞれの住民の方にこれから説明をするわけですので、一定の理解を求めるとともに色々な選択肢の中で努力をしていき、またはこういった経過を組み入れながら広く意見をもらうことなども含め、次回くらいまでにシミュレーションを作って議論を積み重ねながらやっていく方が良いのではないかとと思います。

柴田委員：協議スケジュールを見ますと、8月の第2回協議会には議案としてあげなければなりません。そうしますと日程的に今月の20日が2回目の小委員会になりますから、そこで決めなければ8月の第2回の協議会で審議が出来ないわけです。それにこだわらないというのなら、今の意見もやぶさかではありませんけれども、協議と言ってもこの小委員会の場での協議しかないわけです。

事務局：今の関係でございますが、8月4日の第2回協議会でお諮りするの、例えば、市というのはいかがでしょうかといったご提案というよりも、こういった決め方をしていくのかご提案出来れば良いと思っております。その後で、提案型ということであれば、この小委員会でご検討いただきまして、改めて協議会に提案していく形になるかと思っております。公募型ということになりますと、公募の日程の関係もございまして、早めに協議会の方でご確認をいただかなければならなかったものですから、今回このような形で出させていただいたところであります。

川村委員：確認したいのですが、新市の名称をここで決めるわけではないという事でしょうか。そのことと一番先にしなければならないのは、名称を「釧路市」のままが良いのかどうかということです。候補として「釧路市」という名称が含まれるかもしれないけれども、やはり民意を問う方が良いと思います。提案や公募でも民意を問える方法であればどちらでも良いとなると、民意をどのように問うかの方法論だと思います。基本的に我々が「釧路市」という思いをどれだけ持っているのか議論してみるのも面白いと思っております。市町村の若い方々と話をした時にも、そういうところから話をしますが、町村が「釧路市」となることに抵抗があるとかないとか色々な話があります。

そのためそういうことについて少し突っ込んだ議論をしてみても面白いと思います。

事務局：この小委員会に期待されていますのは、新市の名称を具体的にご提案いただきたいというところが最終的な結論でございます。ただ、それに至る経過としまして、新市小委員会の中でどのように提案をまとめて行くかとなりました時に、小委員会として公募とするのか、あるいは今までの色々な経験、知識に基づいて委員会で決めるのか、いくつかの方法があると思います。その点をご確認いただき、その上で新市の名称について提案いただきたいと考えております。そこで5ページの8月のところに、合併基本4項目について提案することとなっております。この8月の段階で具体的に名称まで出さないといけないものなのかという議論はありますが、私どもとしましては小委員会の皆様が十分納得されて、住民の皆さんも納得される中で結論を出していただけるのであれば、それに越したことはないと思っております。間に合わないと言うことであれば、どのようにすると住民に理解が得られ、なおかつこの小委員会で結論を出せるかということ、期限の中でご提案いただくことになるかと思っております。いずれにしましても最終的にはこの小委員会で新市名称の候補を絞っていただきたいと思っております。

山崎委員：阿寒町では、9日に委員全員が集まりまして、助役の方からこの辺の話を聞かされました。そこで結論から言いますと大方多かった意見が「釧路市」です。議員が7名いますが、4名が「釧路市」で良い、3名が公募すべき、ただし、公募しても「釧路市」が多ければ、「釧路市」で良いという方が2名いました。それから民間の5号委員の中から出た意見としては、公募が良いという人は1名いました。公募とした1人が「マリモ市」が良いといった意見を出されまして、もう1人は「東北海道市」と言っており、残りの人たちは漢字、ひら仮名にとらわれず、「釧路市」で良いということでした。ただ、議会として特別委員会ではこのことを一切諮っておりません。今月の30日に特別委員会を開く予定になっており、議会の判断がどのようになるのか分かるのはこれからでございます。

また、以前のアンケートの中でも公募すべきと言う民間の意見もありました。ただ先般9日の全体的な話では、やはり圧倒的に「釧路市」が90%でした。「釧路」というブランドがどれだけのものがあるか考えますと、全道や全国的にも知名度がありますし、「釧路市」でも良いのではないかといった意見が圧倒的に多かったものと理解しております。以上が阿寒町の状況です。

宮下議長：今、山崎委員の方から阿寒町の状況について話されましたが、もし白糖町、音別町でこの辺の協議経緯があれば説明をお願いします。

柴田委員：白糖町議会の特別委員会は今の4項目については、事務方から説明がありましてどう対応するのかといったところまで検討、協議をいたしました。そ

の結果、新市の名称については歴史的な背景もあり、ネーミングを変えてしまうと経済的にもかなりマイナス面が出るということもあり、全会一致で「釧路市」が良いといった結論になりました。

菅 寄 委 員： 音別町議会の中では話し合っただけではありませんけれども、ただ色々と合併問題について話し合う中では、やはり名称についてはネームバリューのある「釧路市」が良いのではないかといった意見が大勢でございます。

宮 下 議 長： 釧路市議会でもこの件に関しては論議をしておりません。釧路市に住む私どもとしましては、「釧路市」であれば良いのではないかと強い思いが強いことは確かでございます。ただ、対等合併ということですから、それぞれのまちのご意見を聞きながら進めていくことが良いのではないかと話をしておりますけれども、絶対「釧路市」でなければ駄目だという論議はしておりません。

ただ今、議会で論議をしていただいたことを阿寒町、白糠町、音別町からお話いただきました。事務局の方から提案型と公募型の案が最初に出ていたのですが、それぞれ川村委員、清水委員、駒込委員のご意見を聞きますと、もう少し論議をして、今ここで決めるのではなくても良いのではないかとということでありましたけれども、提案で名称を決めるということであれば、個人的な意見になりますが、この委員会で提案していくことではいかがなものかと感じましたけれども、これについて事務局の方はどうでしょうか。

事 務 局： この委員会で名前を選ぶということになりますと、その過程の中で先ほど委員からご指摘のように、子供達に聞くような機会を設けた方が良いとするのか、それとも小委員会の責任において決めていくのかその辺を少しご議論いただければと思います。私どもとしましては、委員皆さん方のご意向を踏まえていきたいと思っております。

駒 込 委 員： 各町の議会の雰囲気もよく分かりました。そういう意味では提案型でこの委員会ですっきり責任を持って協議会に報告していく方が良いかと思っております。ただ先ほど言ったのは、明年の10月11日に向けて色々な意味で自分たちのまちの名前を作っていく時に、関わりを持たせた方がやはり盛り上がりと言いますか、これから住民に対する説明責任、道の立場でも道民に対する説明責任ということが求められている時代なので、多くの人にどこまで説明するかといった範囲はあるでしょうけれども、多くの人に関わらせていくことによって、ともに汗を流した方が良いのではないかと思います。個人としては提案型で責任を持って名前を決めて協議会に報告していくのがよいといった思いはありますけれども、過程において色々な手法を講じていただければといった思いで発言をさせていただきました。

宮 下 議 長： 今の駒込委員の意見に集約されると思いますが、提案型でこの小委員会で

新市の名称を提案していく、ただしもう少し住民の皆さんにこれからこういう市になるといったこと、またこうやって名前を決めたということのアピールすることを踏まえて、作業的に多くなりますけれども事務局で考えて欲しいということですが、皆さんいかがですか。

近藤委員： 私は釧路市の5号議員で、行政の関係でも議会の関係でもありませんので（釧路市） 純粋に一市民の立場としてお話しますが、私は公募型の方が良いと思っています。その理由ですけれども、前回の6市町村の時の大きな反省があります。それは、住民の間で6市町村が合併しなくてはいけないという機運が全く盛り上がっていなかったことが、失敗の1つの原因だったのではないかと私は1人の住民として見ています。そういう中で、新しいまちになった時に、そこに住んでいる市民の皆さんに一番関心があるのはまちの名称です。これから合併するに当たって、皆でまちの名前を決めたという1つの礎があれば、皆で頑張る力を合わせていかなければならないといった機運が盛り上がっていく、先ほど駒込委員もおっしゃっていましたが、私はそういうものだと思います。確かに手法は面倒ですが、公募をして選ばれた名前が最終的に「釧路市」という名称だったとしても、それはそれぞれのまちに住む皆さんが自分達の新しいまちを作るに当たって、自分達も参加したという大きなきっかけになるわけですし、それは最近P I (Public Involvement：政策形成の段階で住民の意見を吸い上げるために、住民の意思表明の機会を提供する試み)という手法も非常に用いられていて、行政が住民の皆さんに意見を求めるということも非常に重要だという時代背景もありますので、手法としては非常に面倒ですが、私は住民の皆さんに意見を聞く方法が良いのではないかと考えています。

宮下議長： 提案型と公募型、2つのご意見が出ました。今ここでどちらかということは決められないと思います。

事務局： 方向を決めるのは、次回でも構わないと思っております。もし公募型が良いという形になりますと、公募の具体的なスケジュールの関係上、8月4日の協議会の場で公募をしたいというところまで踏み込んで提案したいと考えているところがございます。もし公募型ということであれば、公募の募集要項の作成準備などが私どもの方に課せられてくるのではないかと認識しております。

折原委員： 先ほどから色々なお話があります。これは心配しますと、いくらでも心配があるわけございまして、ただ方法論として2つ考えられるのは確かでございますから、今日はこれを決めないで、次回20日までの宿題にさせていただいて、もう一度この部分で論議させていただければと思っておりますがいかがでしょうか。

宮下議長： 今、折原委員からもありましたけれども、皆さんからのご意見で提案型、公募型と色々なご意見が出ました。最終的にはこの小委員会から提案するという形になります。もし公募型にするのであれば、今日この場で決めなければ間に合わない気がします。

事務局： 今、委員会で決めるとしましても、こういった補足をすることが出来るのか、公募をするとした場合、こういった募集要項を考えることが出来るのか、私どもの方で準備をして 20 日の日に決めていただくことになろうかと思えますけれども、そういったことを前提に考えていただけるのであれば、私どもの方で出来る準備についてはさせていただきたいと思えます。

宮下議長： この次までに準備が出来れば間に合うといった判断でよいでしょうか。

岡田委員： その際に、近藤委員、駒込委員が問題とされていますのは、住民の方の合併に対する関心、機運が盛り上がっていない、そのきっかけとして公募をしてはどうかということですので、名前自体がどうこうという問題ではありませんので、別の提案として住民の方の機運、関心を盛り上げる公募以外のやり方がもしあるようなら、そういうものもあわせてご提案いただきたいと思います。

宮下議長： 分かりました。

清水委員： 宿題が出されましたけれども、この公募は全国対象ですか。

宮下議長： 今、清水委員からのお話は、例えば「知床市」みたいに全国から公募する方法、それから対象市町村だけから公募する方法と色々あります。今の質問はそのことでしょうか。

清水委員： そうです。

事務局： 決め方次第だと思っております。

川村委員： もう一度お聞かせいただきたいのですが、この名称も先ほどの期日と同じように申請の段階で決まっていなければならないものなののでしょうか。名称はいつまでに決まっていれば良いのでしょうか。

事務局： 合併協定項目の中に位置付けたいと思っております。ですから 2 月の合併の申請では、しっかり盛り込みたいと思っておりますので、事務的には年内に決まるスケジュールで考えています。

川村委員： それは手続き上、必要だということでしょうか、日程が決まっているから

ここまでにはしなければ次に進めないといった問題でしょうか。その辺の背後にあるものを聞かせていただきたいと思います。

事務局： 合併申請の際の必須事項になりますので、北海道知事に申請する時には決まっていなければならないものでございます。

宮下議長： その他ございますか。なければ、先ほど事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、この次の小委員会で公募型、提案型のどちらにするか方向を決めるということによろしいでしょうか。

山崎委員： 阿寒町の議会は30日に特別委員会を開くこととなっています。今日この場で私が色々と言って、後日、阿寒町の議員から何か言われても困りますし、8月4日の協議会の中で公募型か提案型のどちらを選択するか諮る方法もあると思います。大事なことですから、協議会の場に諮ってみるということも1つの手法だと思います。

宮下議長： 暫時休憩にいたします。

(休憩)

宮下議長： それでは、休憩前に引き続き再会いたします。

新市の名称についてそれぞれご意見がございましたが、私からお願いがございまして。これからの議論の時間が制約されているという点があり、皆さんの色々なご意見を踏まえまして、あくまでもこの小委員会では新市の名称の決定方法については提案型に決定するということとし、そして事務局の方では十分民意が反映され、住民の方々が名称を決めるまでの過程で参加できるような方法を研究していただきたいと思っております。近藤委員はいかがでしょう。

近藤委員： 民意を確認するというプロセスが非常に大事だと思いますので、最終的に(釧路市) 提案型でも良いと思いますが、要するに皆さんの意見をきちんと聞いて名称が決まったということ、また住民の皆さんに本当に納得していただけるような手法を大変難しいとは思いますが、事務局の方で考えていただいて決めていただければ良いかと思っております。我々は釧路市民ですから良いですけども、他の町の方は釧路市民が多いから「釧路市」に決まったのかと思われられないためにも、やはり皆さんの意見を聞いた方が良く思っておりますのでよろしく願いいたします。

宮下議長： 分かりました。事務局においては、少ない人数で大変忙しいでしょうが、よろしく願いします。新市の名称につきましては、提案型ということで、

これからまた十分に論議をしながら、また市民、町民にアピールしながら論議を交わしていくということで、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

宮下議長： 次に、「新市の事務所の位置について」ご意見をいただきたいと思います。現在の釧路市役所の位置とするということですがよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

宮下議長： それでは「新市の事務所の位置について」につきましては、ご了承いただきました。

次に協議事項3「新市建設計画(素案)について」協議したいと思います。事務局より説明願います。

事務局： 協議事項3「新市建設計画(素案)について」説明させていただきます。12ページをお開きください。

新市建設計画策定の基本的考え方であります「1 新市建設計画の目的、内容等」でありますが、新市建設計画は合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的として、合併協議会が策定するものであり、中ほどに「市町村の合併の特例に関する法律第5条」の抜粋を掲載しておりますが、新市建設計画に掲げる事項として、新市建設の基本方針、合併市町村建設の根幹となるべき事業に関する事項、公共施設の統合整備に関する事項、財政計画の4項目を内容として構成していくこととなります。

また、合併特例法に基づく様々な財政措置を受けるためには、この新市建設計画の策定が前提となりますが、合併特例債事業を申請する段階になって、少しでも新市建設計画の内容に変更が生じた場合には、新市建設計画全体の修正案の議会承認を経なければならないことから、なるべく多くの事業が網羅されるよう、具体的な事業名や規模等については書き込まず、抽象的な表現にとどめておくようにしたいと考えております。

なお、住民の皆さんや議会からは、新市のまちづくりの姿が分かるよう、新市建設計画の中にある程度具体的な書き込みが期待されておりますことから、現在、各市町に依頼中の主要事業調査の結果を踏まえ、専門部会で再整理をかけ、前回6市町村時に参考資料としてお示したものと同様な形で、8月以降に示します参考資料の中で、ある程度具体的な表現が盛り込まれるよう調整していきたいと考えております。

次に、「2 他の計画との関係」でありますが、新市建設計画は、新市の基本計画として機能する重要な計画となり、また、新市において正式な基本計画が策定されるまでの期間、基本計画にかわる計画となること、また、現在の各市町の総合計画は、新市全体のまちづくりとの整合性を図りながら、新市建設計画の中で各地域の振興計画として活かしていきたいと考えてお

ります。

「3 策定の方針」ですが、将来を展望した長期的視点に立ち、単に4市町の総合計画を積み上げるだけではなく、4市町が1つとなった新まちづくりのため、合理的で健全な行財政運営に裏付けられた計画とすること、また、本計画については合併後概ね10年程度の期間について定めるものとして考えております。

13ページをお開きいただきたいと思いますが、「4 新市建設計画策定フロー」であります。新市建設計画（素案）の原案にあたりましては、各市町村の総合計画、ヒヤリング、主要事業調査等やこれまでの住民説明会、意向調査等のご意見を反映させて策定することとし、本小委員会でご審議をいただいた上で、8月上旬を目処に新市建設計画（素案）を協議会で承認をいただきたいと考えております。その後、北海道との協議を行い、再度、本小委員会でご審議をいただいた上で、12月上旬を目処に新市建設計画（案）として策定していきたいと考えております。

次に別冊の「新市建設計画（素案）（原案）」をご覧くださいと思いますが、この素案につきましては、ページをめくって目次の部分をご覧くださいと思いますが、「第1章 はじめに」、「第2章 新市の概要」、「第3章 新市建設の基本方針」、「第4章 新市の施策」、「第5章 公共施設の配置」、「第6章 財政計画」の6章で構成しております。

それでは原案の内容について説明させていただきます。1ページをご覧ください。「第1章 はじめに」では、「1. 合併の必要性」として、「(1) 少子高齢化への対応」、2ページでは、「(2) 地方分権の進展と多様な行政ニーズへの対応」、「(3) 厳しい財政状況と行政の効率化」、3ページでは、「(4) 生活圏域の一体化」、「(5) 第1次産業を基盤とした産業の再構築」、「(6) “観光都市”としての魅力の向上」の5項目をあげ、4市町を取り巻く合併の背景、合併の必要性について記載しております。

次に5ページでは、「2. 計画策定の方針」ということで、「(1) 計画の趣旨」、「(2) 計画の構成」、「(3) 計画の期間」、「(4) 行財政運営の方針」について記載しております。

6ページの「第2章 新市の概要」であります。「位置、地勢」や、7～8ページでは「気候」、9ページでは面積で、4市町村を合わせた総面積は2,136.1km²と全国でも1、2位の面積となり、ほぼ東京都に匹敵する面積を持つ市となります。

また10ページの「4. 人口、世帯」では、平成12年度の国勢調査による4市町を合わせた総人口は212,925人、総世帯数は88,178世帯、65歳以上の高齢者人口が36,673人で17.2%となっています。

11ページの「5. 主要指標の見通し」では、「(1) 人口の見通し」で、4市町の総人口は、平成27年度には195,317人になることが想定され、高齢者人口の比率が一層増加することが予想されます。また、「(2) 世帯数の見通し」では、1世帯あたりの人数は、平成12年の2.41人から平成27年には、1.97人まで減少することが想定されます。

続きまして、12 ページの「第3章 新市建設の基本方針」ですが、「1. まちづくりの基本理念」としては、「(1) 新市として新しい魅力と活力を創出するまちづくり」、「(2) 地域を支える産業を強め活性化するまちづくり」、「(3) 個性と伝統文化を尊重し豊かな暮らしを実現するまちづくり」、「(4) 住民と行政の協働による一体感あふれるまちづくり」の4つの基本理念のもと、まちづくりを進めていきたいと考えております。

続きまして、14 ページの「2. 新市の特性・可能性」であります。4市町をひとつの都市として見ると、「(1) 広大な面積を持つ都市」、「(2) 東北海道の拠点都市」、「(3) あらゆる産業が有機的に結びついた活力ある都市」、「(4) 世界に誇れる大自然を持つ都市」、「(5) 世界ブランド“くしろ”を発信する都市」として、個別の市町では見い出せなかった新しい特性・可能性を見出すことができることを記載しております。

15 ページでは、こうした基本理念、新市の特性・可能性を踏まえ、新市の将来像としては、「豊かな自然の恵み・産業が融和した活力ある東北海道の拠点都市」というものを考えております。

16 ページですが、「4. 将来像実現のための基本目標と施策体系」ということで、(1)の基本目標では、「地域の価値を引き出し、活力ある産業を拓くまちづくり」、「世界に誇れる大自然と共生するまちづくり」、「世界ブランド“くしろ”を発信するまちづくり」、「東北海道の拠点都市としてのまちづくり」、17 ページの「思いやりがあり、安心して暮らせるまちづくり」、「いきいきとした心豊かな人をはぐくむまちづくり」、「住民と行政の協働によるまちづくり」の7つの基本目標のもと将来像実現のためのまちづくりを進めていきたいと考えております。

18 ページは、「(2) 施策体系」ということで、7つの基本目標に基づき、行うべき施策を体系化したものでございます。

19 ページの「5. ゾーン別の整備方針」ですが、「都市拠点ゾーン」、「工業ゾーン」、「酪農ゾーン」、「森林ゾーン」、「シーサイドゾーン」、「北の大自然・観光ゾーン」の6つのゾーンごとに分け、主な地域を掲載しております。なお、ゾーンを示しました図につきましては次回の委員会でお示ししたいと考えております。

20 ページの「第4章 新市の施策」であります。新市におきましては、22 ページ以降に記載しております基本目標別主要施策にしたがって、総体的に新市建設に取り組むこととなりますが、各分野における施策を網羅的に記載せざるを得なかったところから、新市においてどの部分に力を入れて取り組んでいくのか分かりにくいというご意見もあったところがございます。こうしたことから、今回の素案におきましては、「新市建設の重点事項」ということで、「(1) 安全・安心な「食」の生産・供給基地の形成」、「(2) 自然と産業資源を活かした国際観光都市の形成」、「(3) 地球にやさしい環境都市の創造」、21 ページの「(4) 安心して暮らせる地域医療機能の充実」、「(5) 地域の可能性を高める情報化の推進」の5つの項目を重点事項としてあげ、基本目標別主要施策の中で、特に力を入れて進めていきたいと考えておりま

す。

22 ページからは、「2 . 基本目標別主要施策」で、基本目標を実現するための考え方、また、主要な事業を掲載しております。「(1) 地域の価値を引き出し、活力ある産業を拓くまちづくり」では、「 農業の振興」_、「 林産業の振興」_、23 ページの「 水産業の振興」_、24 ページの「 鉱工業の振興」_、「 商業・流通業の振興」_、25 ページの「 観光・交流の振興」_、26 ページの「 新産業の創出」_、27 ページの「 雇用対策の充実」を図ること、28 ページの「(2) 世界に誇れる大自然と共生するまちづくり」では、「 環境都市“くしろ”の創造」_、「 自然環境の保全」_、29 ページの「 自然公園等の適正な利用」を進めることとしています。

30 ページの「(3) 世界ブランド“くしろ”を発信するまちづくり」では、「 “くしろ”ブランドの確立と発信」_、「 新市イメージアップの推進」_、32 ページの「(4) 東北北海道の拠点都市としてのまちづくり」では、「 市街地及び都市機能の整備」_、「 広域交通ネットワークの整備」_、「 港湾・空港の整備」_、33 ページの「 情報化の推進」に努めることとしています。

34 ページの「(5) 思いやりがあり、安心して暮らせるまちづくり」では、「 保健・医療の充実」_、「 地域福祉の充実」_、35 ページの「 高齢者福祉の充実」_、「 障がい(児)者福祉の充実」_、36 ページの「 子育て支援の充実」_、「 地域内交通の確保」_、「 公園・緑地・水辺の整備」_、37 ページの「 住宅・宅地の整備」_、「 上・下水道の整備」_、38 ページの「 環境衛生の充実」_、39 ページの「 消防・防災体制の充実」_、「 交通安全・防犯体制の充実」に努めることとしています。

続きまして、40 ページの「(6) いきいきとした心豊かな人をはぐくむまちづくり」では、「 生涯学習の推進」_、「 学校教育の充実」_、41 ページの「 芸術・文化の振興」_、「 郷土文化の継承と創造」_、「 スポーツの振興」_、42 ページの「 国際化への対応と他の地域との交流の推進」_、「 男女共同参画社会の形成」_、43 ページの「 人権尊重のまちづくりの推進」_、「 コミュニティ活動の促進」に努めることとしています。

44 ページの「(7) 住民と行政の協働によるまちづくり」では、「 住民と行政の協働のまちづくりの推進」_、「 地方分権に対応した行財政運営の推進」_、45 ページの「 広域行政の推進」を進めることとしております。

なお、先程もご説明いたしましたが、計画の性格上、主要事業の記載が抽象的にならざるを得なくなりましたことから、現在、各市町に依頼している主要事業調査の結果を踏まえ、8月以降に、ある程度具体的な事業などを盛り込んだ参考資料を取りまとめ、お示ししていきたいと考えておりますので、ご了承願います。

続きまして、46 ページの「3 . 新市における北海道事業の必要性」ですが、新市の将来像を実現するため7つの基本目標を定めておりますが、この基本目標を実現するため、北海道が主体となって実施する事業が不可欠であることから、今後、北海道に支援を期待する事業について掲載しております。

47 ページの「第5章 公共施設の配置」でございますが、広大な市という

特殊性を考慮し、各地域の利便性のバランスが保たれるよう十分に配慮するものとし、施設の整備については、既存施設を可能な限り有効活用しながら、効率的な整備に努めることを記載しております。

48 ページの「第 6 章 財政計画」ですが、現在、作成中でありますので原案がまとめ次第お示ししたいと考えております。

宮 下 議 長： ただ今、事務局から新市建設計画（素案）について説明がありました。まず、会議資料の 12 ページの「新市建設計画策定の基本的考え方」についてご質問、ご意見はございませんか。

（「ありません。」の声）

宮 下 議 長： 質疑がございませんので、「新市建設計画策定の基本的考え方」については了承することとしてよろしいでしょうか。

（「はい。」の声）

宮 下 議 長： 次に別冊の「新市建設計画（素案）（案）」についての協議に入らせていただきます。かなり量がありますので、ある程度のまとめりに区切って進めたいと思います。

まず、1 ページから 5 ページの「第 1 章 はじめに」と、6 ページから 11 ページの「第 2 章 新市の概要」につきましては、併せてご質問、ご意見をいただきたいと思います。

岡 田 委 員： 細かいところで非常に恐縮ですが、9 ページに表がありますけれども、表の中で「4 市町村」となっておりますけれども、これは「4 市町」の間違いだと思います。

それから、次の 10 ページですけれども、65 歳以上の高齢者人口のパーセンテージが文中では「17.3 パーセント」となっているのですけれども、表の中では「17.2 パーセント」となっております。これはどういうことでしょうか。

事 務 局： 9 ページの方はご指摘の通りでございます。10 ページの表につきましては調査しまして次回回答したいと思います。

岡 田 委 員： 細かい文言で恐縮ですけれども、10 ページの最後の行で「高齢者人口比率が増加しており、少子高齢社会の傾向が顕著となっております。」のところで、「少子高齢化社会」か、あるいは「少子高齢化社会に向かう傾向」などといった表現が考えられますがいかがでしょうか。

事 務 局： これも検討させていただきまして、次回お答えしたいと思います。

岡田委員：引き続き、11ページの最後から2行目ですけれども、「平成27年には99,000世帯に増加しますが、」とありますが、「これは増加するとみられます。」などと表現を工夫した方がよいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局：これも検討させていただき、次回に回答させていただきます。

駒込委員：全体を通して、8月に参考資料が出されるということですから、やはりそれがないとイメージがつかみにくいと感じています。計画の性格上、こうせざるを得ないのでしょうけれども、議論の展開としてはやはり参考資料があって、具体的に市や町の施策の事業がないと取り分け住民にとっては、自分のまちでは何をやるのか、また何が建設されるのかといった議論が中心になるため分かりにくいのではないかと思います。そういう点からしますと、何度か全体を見させていただきましたが、非常にまとまりは良いのですが、インパクトやメリハリがなく、具体的なものが見えてきません。ゾーン分けの箇所も具体的なことを書き込んでいかないと、メリハリが効いたものにならず、参考資料の中にその点を説明していかなくてはならなくなるのですから、ぜひ工夫を凝らしていただきたいと思います。

それから、例えば18ページの施策体系の考え方で、これは将来像実現のための基本目標と施策体系が、実際には22ページに関係してきますが、計画の作り方としては、22ページに細かく説明する流れになっているかと思いますが、そういう作り方をしていきますと、例えば「第4章 新市の施策」で5項目の重点事項がありますが、これはこの項目だけの中身になってしまい、全体の脈絡として非常につかみにくいものがあります。ゾーン分けの考え方も、施策の展開としては先ほど言いましたように、16、17、18ページのものが22ページに個別に入っていくということは分かりませんが、ゾーンや新市建設の重点事項というのが、個別施策としてどういう展開になっていくのか見にくいので、ぜひそういったところを意識して8月に出される参考資料の中で検討していただきたいということを強くお願いしておきたいと思います。

それからもう1点ですが、例えば21ページの「ヘリポートの整備」と載っています。これは大きい項目ですが、これが例えば個別の基本目標別主要施策の中で、どういった所を指しているのか考えた場合、緊急医療のことを言っているのか、あるいは書いていないけれども地域医療のことを言っているのか分からないということなどを含めて、その辺の脈絡をもう少し調整していただきたいと思います。併せて、財政計画がまったく分かりません。施策を散りばめられても道も実行するのに大変ですし、市町もお互い大変な状況なので、そういった見通しがつかない中で文言がたくさん並べられていますので、その辺の整合性と言いますか、議論出来るような参考資料になっているとありがたいと思います。注文だけして申し訳ないのですが、よろしく願います。

宮下議長： 要望と言うことです。ただ今、駒込委員から全般にわたってのご意見でした。予定の時間の2時間まで、後20分しかございませんので、ご意見があれば全般にわたってご意見をいただきたいと思います。

岡田委員： これは法定の計画ですので、変更ということになりますと、非常に複雑になり、出来れば抽象的、また漠然としたものにしておきたいという事は分かりますが、それとは別に参考資料として、そこに具体的な内容を書き込んだものを提示するという事ですけれども、それは具体的に重点施策ということでポイントを絞ったものになるのでしょうか。参考資料としてこういったものが出てくるのかイメージがつかめないものですからお聞きします。

事務局： 参考資料につきましては、各市町で事業の拾い上げをしている段階で、まだ形にはなってございません。前回6市町村時に参考資料として出させていただいたものは、基本目標にぶら下がります主要施策、それに下がります事業ということで羅列した形になってございましたが、今回お示しします参考資料につきましては、特に大きな主要事業というものを拾い上げた形で作成してきたいと考えておりますが、これについてまだ4市町で打合せをしておりませんので、今後それらを検討した上でお示しさせていただきたいと思っております。そのお示しの中身につきましても、この委員会の中でご議論いただければと考えてございます。

岡田委員： その際に今回の素案で、「第4章 重点事項」ということで、5つの柱が提示されておりますけれども、これと参考資料との関係はどのようになるのでしょうか。

事務局： 今申し上げましたのは、4市町から事業を拾い上げるという形になりますが、ただ4市町の事業を拾い上げるだけではなく、合併することによって4市町が1つになることによって出来る事業というものも出て参ります。そういう中でこの重点事項の部分にそれらを活かした形で施策を見込んでいく方法で進めて行きたいと考えております。

岡田委員： 重点事項はまだ抽象的な内容ですけれども、これとある程度整合性の取れたものになると考えてよろしいでしょうか。

事務局： そういうふうにしていきたいと考えております。

宮下議長： 要望等でもよろしいですが、その他ございませんか。

岡田委員： 「第4章 新市の施策」のところ为重点事項がありまして、施策と言いますとやはり基本方針や政策を具体的なレベルに下ろしたものが施策であるというふうに考えていたのですが、この「第4章 新市の施策」のところの重

点事項として、この5つの柱があるわけですが、以前は新市建設計画とプロジェクトということで、例えば光ファイバーを敷設するとかコールセンターを誘致するとかかなり具体的な項目がこの下にあったわけですが、それが今回落ちています。そこで、第4章の施策にこの内容を入れるのが適切かどうかといったことについてはいかがでしょうか。

企画専門部会： 実はこのところは部会の論議の中ではかなり意図的にここに持ってきた経緯がございます。今、岡田委員のご指摘の通り、前の6市町村の時の新市建設計画（素案）の中では、新市建設の10のプロジェクトということで巻末の方に集録してございました。それは最初から10のプロジェクトをお示ししたということではなくて、最初に新市建設計画(素案)をお示した時に、どうも抽象的で分からない、また新市の進む方向が見えないというご指摘をいただきまして、その対応の1つとして合併を契機に新市はどういう方向に進むのか、どういう所に力を入れていくのかということをより分かりやすくお示ししようという考えで、新市建設の10のプロジェクトをまとめて巻末集録したわけですが、今回につきましては、その10のプロジェクトを20ページに記載がございます5項目に集約統合をして、あえて第4章の冒頭で整理をさせていただいたということでございます。意図は10のプロジェクトとまったく同じでございまして、合併を契機にこの地域の特性に根ざして新市が力を入れるべき分野を、住民の皆さんにより分かりやすくお示ししたい、そういう意図からでございまして、その意図がここで十分達成されているかどうかということは、皆さんの評価を待たなければならないと思うのですが、意図としてはそういう思惑がございまして、計画の中でご指摘の施策の体系を少し見えにくくしている要素は確かにあるかと思えます。ただ、合併を契機に全国一律どこでも取り組まなければならない事業も重要ですが、あえて外しましてこの地域の特性に根ざした部分で5項目の取りまとめをさせていただいたということでございます。

宮下議長： その他、ございませんか。

（「ありません。」の声）

宮下議長： 新市建設計画（素案）（案）につきましては、委員皆様から色々なご意見をいただきましたが、修正部分も含め、事務局や専門部会で検討いただいた上で、次回の委員会で改めて協議したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

（「異議なし。」の声）

6. 第2回小委員会の開催日時について

宮下議長： 以上で協議事項については終了いたしました。続きまして、会議次第6「第

2回新市建設構想小委員会の開催日時について」事務局から説明を願います。

事務局： 第2回新市建設構想小委員会の開催でございますが、7月20日火曜日、午後1時より釧路市観光国際交流センター3階研修室で開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

宮下議長： ただ今、事務局から7月20日火曜日、午後1時より釧路市観光国際交流センター3階 研修室との説明がありましたが、よろしいでしょうか。

(「はい。の声)

7. その他

宮下議長： 事務局から何かありますか。

事務局： ございません。

宮下議長： それでは、以上で予定されておりました協議事項につきましてすべて終了いたしましたので、第1回新市建設構想小委員会を終了させていただきます。皆様、大変ご苦労様でした。

(閉会 午後3時20分)

釧路地域4市町合併協議会小委員会設置規程第7条において準用する釧路地域4市町合併協議会会議運営規程第12条第2項の規定によりここに署名する。

釧路地域4市町合併協議会新市建設構想小委員会 委員長（議長） 宮下 健吉

釧路地域4市町合併協議会新市建設構想小委員会 委員 近藤 信治

釧路地域4市町合併協議会新市建設構想小委員会 委員 角田 精